

8 北 商 第 1 2 号
令 和 8 年 1 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北名古屋市長 太田 考則

市町村名 (市町村コード)	北名古屋市 (232343)
地域名 (地域内農業集落名)	北名古屋市全域 (井瀬木地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 耕作者の高齢化と後継者不足により、用水管理がされなくなっている。
- 自作農家が減少していることに伴い、畔塗り、畔の草刈りなどがされなくなってきた。
- 用水路が全体的に老朽化しており、修繕が追いついていない。
- 用排水路が分離されていないため、用水に排水が混じっているところについてどうするべきか。
- 市街化区域の田で農地転用がされて、残された田において取水口、排水口が確保されない場合がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻を主要作物とし、水稻不耕起V溝直播栽培と通常の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- 担い手に集積、集約化される市街化調整区域農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・今後も担い手への農地の集積及び集約化の推進を継続する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・貸借となる場合は中間管理機構を利用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・JA西春日井が開催しているアグリスクールへの参加を促し、農地は市のマッチング支援事業にて紹介を継続する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農作業委託の受付窓口を農協に担っていただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・スマート農業にて効率化を図る。